

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成16年7月15日(2004.7.15)

【公表番号】特表2000-501986(P2000-501986A)

【公表日】平成12年2月22日(2000.2.22)

【出願番号】特願平9-522008

【国際特許分類第7版】

B 0 5 C 17/00

A 6 1 C 5/04

【F I】

B 0 5 C 17/00

A 6 1 C 5/04

【手続補正書】

【提出日】平成15年5月15日(2003.5.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 手 続 補 正 書

平成15年5月15日

特許庁長官 太 田 信一郎 殿

## 1. 事件の表示

平成9年特許願第522008号

## 2. 補正をする者

名称 ミネソタ マイニング アンド マニュファクチャリング  
カンパニー

## 3. 代 理 人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル  
青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士 (7751) 石 田 敬



## 4. 補正対象書類名

請求の範囲

## 5. 補正対象項目名

請求の範囲

## 6. 補正の内容

請求の範囲を添付書類に記載のように補正し、請求項2~16を削除する。

## 7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通

## 請求の範囲

1. 二室式カートリッジ(12)から材料を分配するアプリケータ(10)であって、ハンドル(16)を有する本体(14)と、二室式カートリッジ(12)を取り外し自在に収容するホルダ(26)と、一対の細長く並列したプランジャ(42)と、カートリッジ(12)が前記ホルダ(16)内に収容されたときに、前記一対のプランジャ(42)を該カートリッジ(12)に向かう一定方向に前進させる駆動手段(18、46)であって、前記一対のプランジャ(42)が、前記本体(14)に枢着されて、前記一定方向の周囲の円弧内で選択的に移動し、前記ホルダ(26)は、ハンドル(16)に対する前記カートリッジ(12)の回転の向きを変えるために前記円弧内で選択的に移動するように、前記カートリッジ(12)を前記本体(14)に枢着する手段を有する駆動手段(18、46)と、を備えるアプリケータ(10)。